

# NIPPON MARU

## 承諾書・診断書（サンプル）

### 《お問い合わせ先》

#### 商船三井クルーズ株式会社

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 11階  
クルーズデスク TEL: 050-5482-0900（営業時間：10:30～17:00）

※土曜、日曜、祝日休業

Email: [molc\\_sales@molgroup.com](mailto:molc_sales@molgroup.com)

URL: <https://www.nipponmaru.jp>

※営業時間は、諸事情により変更となる場合があります。

承諾書、診断書のサンプルを以下の通り記しますので、貴社にて作成の上、該当されるお客様へお渡し  
しただきたくお願いいたします。

《目次》

- ・ にっぽん丸船内での車いすのご利用について（車いすご利用者宛のレター）
- ・ 乳幼児のご乗船について（乳幼児の保護者宛のレター）
- ・ 乳幼児のご乗船について（乳幼児用・主治医宛のレター・診断書の提出が必要な場合）
- ・ 乳幼児承諾書
- ・ 妊娠中の方の乗船について（妊婦宛のレター）
- ・ 妊娠中の方の乗船について（主治医宛のレター）
- ・ 妊婦用・承諾書（商船三井クルーズ用）
- ・ 妊婦用・承諾書（お客様控え）
- ・ 妊婦用・診断書
- ・ 特別食をご希望されるお客様へ（お客様宛のレター）
- ・ 食物アレルギー事前お伺いシート
- ・ 腹膜透析が必要なお客様へ（お客様宛のレター）
- ・ 血液透析が必要なお客様へ（お客様宛のレター）

年 月 日

商船三井クルーズ株式会社

## にっぽん丸船内での車いすのご利用について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
この度は「にっぽん丸クルーズ」にお申込みをいただき、誠にありがとうございます。  
船内での車いすのご利用について、以下の通りご案内申し上げます。  
船内はスペースの制約や船体の揺れなど、陸上とは異なる点が多くございます。  
ご自身の安全のためにも以下の点につきまして予めご理解賜りたく、宜しく願い申し上げます。

敬具

### 記

- (1) 車いすの大きさ  
車いすの大きさは以下の範囲内であることをご確認ください。  
全長120cm 以内、全幅70cm 以内、全高109cm 以内、重量20Kg 以内のもの。  
※折りたたみ式の場合は伸展時に上記範囲内のものとなります。
- (2) 車いすの保管・管理  
車いすはご自身の客室内で保管・管理をお願いいたします。
- (3) 電動車いす  
船内では電動車いすはご利用できません。ただし、手動切り替えの車いすは、ご利用いただけます。
- (4) 車いすの貸出し  
事前のお申込みにより、にっぽん丸の車いすをお貸出しいたします。  
ただし台数には限りがありますので、予めご了承願います。
- (5) 通船への乗船について  
車いすに乗ったままで、通船（テンダーボートまたは現地通船等）に乗船することはできません。
- (6) 車いすご利用について、にっぽん丸係員より指示がありました際は遵守いただきますようお願いいたします。
- (7) 車いすご利用による事故については、ご自身の責任となることをご了承願います。

以上

年 月 日

商船三井クルーズ株式会社

## 乳幼児のご乗船について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は「にっぽん丸クルーズ」にお申込みをいただき、誠にありがとうございます。

お申込みの際に乳幼児（乗船時に生後6ヶ月以上で未就学児まで）が乗船される旨のお申し出がございましたので、以下の通りご案内申し上げます。

乳幼児のご乗船には保護者が全行程同行（同室）し、弊社がご乗船受け入れを承諾することが前提となります。

にっぽん丸クリニックでの治療につきましては、陸上の病院と異なり様々な制約がございます。また、にっぽん丸には船医が乗船しておりますが、小児科の専門医ではございません。

乳幼児の場合は大人と異なり、専門的な治療が必要となる場合がありますが、船上での治療はあくまでも応急処置が中心となり、限界があることをご理解いただき予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

にっぽん丸クリニックでの治療が不可能と船医が判断した場合には、陸上の病院で治療を受けていただくこととなります。航海する海域や気象・海象状況などによっては緊急時の陸上からの支援に時間がかかる場合や支援が受けられない場合もありますので、ご承知おきください。

特に、乳幼児の場合は病気の進行が速く、航海する海域や気象・海象状況などによっては搬送が間に合わなくなることも懸念されます。

別添の「承諾書」の内容をご確認の上、ご署名いただき、出港日の1ヶ月前（出港日1ヶ月前から出港日までの間にお申込みされた方は即日）までにご提出ください。もう1通は控えとしてお持ちください。

乳幼児の健康状態がよくない場合、および既往症がある場合には必ずお申し出の上、「主治医からの乗船が可能である旨が記載された診療情報提供書」をご提出ください。

「承諾書」のご提出がない場合には、乗船をお受けできないことがありますので、予めご了承くださいませ。

お子様ご自身の安全と快適なクルーズのためにも、何卒ご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

年 月 日

主治医の先生へ

商船三井クルーズ株式会社

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

弊社、商船三井クルーズ株式会社は、客船「にっぽん丸」を運航いたしております。  
この度、健康状態に不安のある（既往症のある）お子様のお申し込みがありましたので、主治医の先生からの診療情報提供書のご提出をお願い申し上げます。

（乗船期間は 年 月 日～ 年 月 日です）

にっぽん丸クリニックの設備や乗船に際し注意すべきことなどにつきまして、次の通りご案内申し上げます。診療情報提供書作成の上でご参考になれば幸甚に存じます。

- （１） クリニックでの治療は専門的なものではなく、あくまで応急処置的治療が基本となります。
- （２） 船医は乗船しておりますが、小児科の専門医ではございません。したがって、クリニックでは小児科専門治療はできません。
- （３） クリニックにはエックス線撮影装置は備え付けられておりますが、小児科専門の医療機器は備え付けておりません。また、血液検査や尿検査にも限界があります。
- （４） クリニックでは、小児科用薬剤は限られたものしか常備しておりません。
- （５） クリニックでの治療が不可能な場合には、陸上の病院で治療をしていただくこととなります。航海する海域や気象・海象状況などによっては、緊急時に陸上からの支援に時間がかかる場合や支援が受けられない場合もあります。
- （６） 航海中は予期せぬ揺れがあり、特にお子様の場合は転倒などしないよう十分な注意が必要です。とりわけ、入浴中や歩行中に船体動揺があった場合、転倒の危険が高くなりますので十分な注意が必要です。また、揺れが大きい場合には診察・治療に困難が伴う場合があります。

にっぽん丸クリニックでは、患者さんの治療に最善を尽くしますが、陸上の病院と異なり様々な制約がありますことを何卒ご理解賜りたく存じます。

つきましては健康状態に不安のある（既往症のある）お子様は、上記期間中の乗船が可能である旨を記載された診療情報提供書を作成いただき、保護者様にお渡しくださいますようお願いいたします。

ご多用中お手数をおかけいたしますが、お子様のより安全な乗船のために、何卒ご理解ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

年 月 日 発

クルーズ

## 承 諾 書

商船三井クルーズ株式会社 殿

私は、にっぽん丸クルーズの乗船に際し、以下の事項につき同意承諾します。

- (1) にっぽん丸船上での治療は専門的なものではなく、あくまで応急処置的治療が中心となること。また、小児科の専門医は乗船していないこと。
- (2) にっぽん丸クリニックでの治療が不可能と船医が判断した場合には、陸上の病院での治療となること。  
航海する海域や気象・海象状況などによっては、緊急時に陸上からの支援に時間がかかる場合や支援が受けられない場合もあること。
- (3) お子様健康状態に不安のある場合、及び既往症がある場合には、商船三井クルーズ株式会社にその旨を申し出ること。  
商船三井クルーズ株式会社から主治医の診断書（乗船に支障がないことを明記してあるもの）の提出を求められた場合には、指定する期日までに提出すること。
- (4) 上記（3）の場合、診断書に乗船に支障がないことが明記されていない場合、もしくは診断書を提出しない場合には乗船することができないこと。  
この場合、規定の取消料を支払うことに同意します。
- (5) 商船三井クルーズ株式会社の事情により乗船できない場合があること。
- (6) テンダーボートまたは地元ボートで上陸する寄港地では、「抱っこひも」などを使用してお子様の安全を確保すること。
- (7) 治療に要する費用、及び診療情報提供書の作成に要する費用は本人負担になること。

※「診療情報提供書」とは、医師が他の医師へ患者を紹介する場合に発行する書類です。  
一般には紹介状と呼ばれ、症状・診断・治療など現在までの診療の総括と紹介の目的などが記載されます。

20 年 月 日

保護者ご署名・ご捺印 : \_\_\_\_\_ ㊞ 続柄に○印（父・母）  
お子様氏名（フリガナ） : \_\_\_\_\_  
ご住所・電話番号 : \_\_\_\_\_ 電話番号

年 月 日発

クルーズ

## 承 諾 書

商船三井クルーズ株式会社 殿

私は、にっぽん丸クルーズの乗船に際し、以下の事項につき同意承諾します。

- (1) にっぽん丸船上での治療は専門的なものではなく、あくまで応急処置的治療が中心となること。  
また、小児科の専門医は乗船していないこと。
- (2) にっぽん丸クリニックでの治療が不可能と船医が判断した場合には、陸上の病院での治療となること。  
航海する海域や気象・海象状況などによっては、緊急時に陸上からの支援に時間がかかる場合や支援が受けられない場合もあること。
- (3) お子様健康状態に不安のある場合、及び既往症がある場合には、商船三井クルーズ株式会社にその旨を申し出ること。  
商船三井クルーズ株式会社から主治医の診断書（乗船に支障がないことを明記してあるもの）の提出を求められた場合には、指定する期日までに提出すること。
- (4) 上記（3）の場合、診断書に乗船に支障がないことが明記されていない場合、もしくは診断書を提出しない場合には乗船することができないこと。  
この場合、規定の取消料を支払うことに同意します。
- (5) 商船三井クルーズ株式会社の事情により乗船できない場合があること。
- (6) テンダーボートまたは地元ボートで上陸する寄港地では、「抱っこひも」などを使用してお子様の安全を確保すること。
- (7) 治療に要する費用、及び診療情報提供書の作成に要する費用は本人負担になること。

※「診療情報提供書」とは、医師が他の医師へ患者を紹介する場合に発行する書類です。

一般には紹介状と呼ばれ、症状・診断・治療など現在までの診療の総括と紹介の目的などが記載されます。

20 年 月 日

保護者ご署名・ご捺印 : \_\_\_\_\_ ㊞ 続柄に○印 (父・母)

お子様氏名 (フリガナ) : \_\_\_\_\_

ご住所・電話番号 : \_\_\_\_\_ 電話番号

年 月 日

商船三井クルーズ株式会社

## 妊娠中の方の乗船について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は「にっぽん丸クルーズ」にお申込みをいただき、誠にありがとうございます。

お申込みの際に妊娠中である旨のお申し出がございましたので、以下の通りご案内申し上げます。

妊婦のお客様がご乗船いただくには、妊娠5ヶ月～7ヶ月（16週0日～27週6日：いわゆる安定期）であり、かつ2泊3日以内の国内クルーズで、弊社がご乗船の受け入れを承諾することが前提となります。

にっぽん丸クリニックでの治療につきましては、陸上の病院と異なり様々な制約がございます。

また、にっぽん丸には船医は乗船しておりますが、産婦人科の専門医ではございません。

クリニックでの治療は専門的なものではなく、あくまで応急処置的治療が中心となりますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

にっぽん丸クリニックでの治療が不可能と船医が判断した場合には、陸上の病院で治療をしていただくこととなります。航海する海域や気象・海象状況などによっては、緊急時に陸上からの支援に時間がかかる場合や支援が受けられない場合もありますので、ご承知おきください。

別添の「承諾書」の内容をご確認の上、ご署名いただき、出港日の1ヶ月前（出港日1ヶ月前から出港日までの間にお申込みされた方は即日）までにご提出ください。もう1通は控えとしてお持ちください。

「承諾書」のご提出がない場合には、乗船をお受けできないことがありますので、予めご了承くださいませ。また、同封にて弊社所定の診断書1通をお送りいたしましたので、乗船日前14日以内で主治医に

作成いただき、乗船5日前までにご返送くださるようお願いいたします。

なお、診断書作成費用はご本人様でご負担ください。

ご自身の安全と快適なクルーズのためにも、何卒ご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

時節柄ご自愛のほどお祈り申し上げます。

敬具



年 月 日

主治医の先生へ

商船三井クルーズ株式会社

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

弊社、商船三井クルーズ株式会社は、客船「にっぽん丸」を運航いたしております。  
この度、妊娠中のお客様からご乗船のお申し出がありましたので、乗船前14日以内での診断書のご提出をお願い申し上げます。

(乗船期間は 年 月 日～ 月 日です)

にっぽん丸クリニックの設備や乗船に際しご注意いただきたいことなどにつきまして、次の通りご案内申し上げます。診断書作成の上でご参考になれば幸いです。

- (1) クリニックでの治療は専門的なものではなく、あくまで応急処置的治療が基本となります。
- (2) 船医は乗船しておりますが、産婦人科の専門医ではございません。したがってクリニックでは産婦人科専門治療はできません。
- (3) クリニックにはエックス線撮影装置は備え付けられておりますが、産婦人科専門の医療機器は備え付けておりません。また、血液検査や尿検査にも限界があります。
- (4) クリニックでは産婦人科の専門薬は常備しておりません。
- (5) クリニックでの治療が不可能な場合には、陸上の病院で治療をしていただくこととなります。航海する海域や気象・海象状況などによっては、緊急時に陸上からの支援に時間がかかる場合や支援が受けられない場合もあります。
- (6) 航海中は予期せぬ揺れがあり、特に妊婦の方は転倒などしないよう十分な注意が必要です。とりわけ入浴中や歩行中に船体動揺があった場合、転倒の危険が高くなりますので十分な注意が必要です。また、揺れが大きい場合には診察・治療に困難が伴う場合があります。

にっぽん丸クリニックでは患者さんの治療に最善を尽くしますが、陸上の病院と異なり様々な制約がありますことを何卒ご理解賜りたく存じます。

弊社所定の診断書を1通同封いたします。

乗船直前の状態を把握するために、ご記入くださいますようお願いいたします。

ご多用中お手数をおかけいたしますが、お客様の安全なご乗船のために、何卒ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

年 月 日 発

クルーズ

## 承 諾 書

商船三井クルーズ株式会社 殿

私は、にっぽん丸クルーズの乗船に際し、以下の事項につき同意承諾します。

- (1) にっぽん丸船上での治療は専門的なものではなく、あくまで応急的治療が中心となること。また、産婦人科の専門医は乗船していないこと。
- (2) にっぽん丸クリニックでの治療が不可能と船医が判断した場合には、陸上の病院での治療となること。航海する海域や気象・海象状況などによっては、緊急時に陸上からの支援に時間を要する場合や支援が受けられない場合もあること。
- (3) 乗船日前14日以内に作成された主治医の診断書（乗船に支障がないことを明記してあるもの）を乗船日までに商船三井クルーズ株式会社に提出すること。
- (4) 上記（3）の診断書に「乗船に支障がないこと」が明記されていない場合、もしくは診断書を提出しない場合には乗船することができないこと。この場合、規定の取消料を支払うこと。
- (5) 商船三井クルーズ株式会社の事情により乗船できない場合があること。
- (6) 治療に要する費用、および診断書作成に要する費用は本人負担になること。

20 年 月 日

ご署名・ご捺印 : \_\_\_\_\_ (印)

ご住所・電話番号 : \_\_\_\_\_ 電話番号

年 月 日 発

クルーズ

## 承 諾 書

商船三井クルーズ株式会社 殿

私は、にっぽん丸クルーズの乗船に際し、以下の事項につき同意承諾します。

- (1) にっぽん丸船上での治療は専門的なものではなく、あくまで応急的治療が中心となること。また、産婦人科の専門医は乗船していないこと。
- (2) にっぽん丸クリニックでの治療が不可能と船医が判断した場合には、陸上の病院での治療となること。航海する海域や気象・海象状況などによっては、緊急時に陸上からの支援に時間を要する場合や支援が受けられない場合もあること。
- (3) 乗船日前14日以内に作成された主治医の診断書（乗船に支障がないことを明記してあるもの）を乗船日までに商船三井クルーズ株式会社に提出すること。
- (4) 上記（3）の診断書に「乗船に支障がないこと」が明記されていない場合、もしくは診断書を提出しない場合には乗船することができないこと。この場合、規定の取消料を支払うこと。
- (5) 商船三井クルーズ株式会社の事情により乗船できない場合があること。
- (6) 治療に要する費用、および診断書作成に要する費用は本人負担になること。

20 年 月 日

ご署名・ご捺印 : \_\_\_\_\_ ⑩

ご住所・電話番号 : \_\_\_\_\_ 電話番号

(妊婦用・診断書)

### 診断書 (にっぽん丸乗船用)

妊婦氏名 :

生年月日 : \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 (満 \_\_\_\_\_歳)

- 1) 妊娠 : 満 \_\_\_\_\_週 (第 \_\_\_\_\_月 )
- 2) 分娩予定日 : 20 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日
- 3) 今回妊娠経過の異常 : 無し ・ 有り (病名など : \_\_\_\_\_)
- 4) 既往分娩 : \_\_\_\_\_回
- 5) 多胎 (今回) : 無し ・ 有り
- 6) 特記事項 : 無し ・ 有り (具体的には : \_\_\_\_\_)

本日診察の時点では、20 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日～20 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日  
までの「にっぽん丸 \_\_\_\_\_クルーズ」の乗船に  
ついては、以下の通り診断します。(□のどちらかにレ印をお付けください)

乗船に支障を来たすと思われる所見は認められません。

乗船に支障を来たすおそれがあると認められます。

〔 詳細をご記載ください \_\_\_\_\_ 〕

以上の通り診断します。

20 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

施設名 :

住所・電話番号 :

医師名 :

Ⓜ

別紙「特別食をご希望される方へ」を必ずご一読ください。

食物アレルギー事前お伺いシート				No.		
ご記入日	年	月	日	旅行会社名		
クルーズ名	年	月	日	発		
お名前	フリガナ:				年齢	歳
	漢 字:					

(1) お客様の食物アレルギーの状況を、次の表の⑦⑧にご記入ください。

<記入方法>

⑦原因となる食材名

⑧調理方法（「生」「加熱」「成分」）ごとに、食べられる場合は「○」完全除去の場合は「×」をご記入ください。

※いずれの食材にも○または×を必ずご記入いただきますよう、お願いいたします。

⑦原因食材		⑧調理方法 ※「成分」…だし汁や調味料に含まれるエキス等					
例	卵	生	×	加熱	○	成分	○
1		生		加熱		成分	
2		生		加熱		成分	
3		生		加熱		成分	
4		生		加熱		成分	
5		生		加熱		成分	

(2) 服薬等、健康上の理由で特別食に準ずる対応をご希望される方は詳細をご記入ください。

例：血圧を下げる薬（カルシウム拮抗薬）の服用により、グレープフルーツが食べられない。

<参考>

特定原材料8品目	えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）
特定原材料に準ずる20品目	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

<個人情報の取扱いについて>

「食物アレルギー事前お伺いシート」は特別食をご希望のお客様、特に食物アレルギーをお持ちのお客様が船内でお食事の際に、安全に提供するための参考にさせていただくものです。本書の保管に関して、各旅行会社及び商船三井クルーズが自社のプライバシーポリシーに則り、厳重に管理いたします。

## 特別食をご希望される方へ

### 【特別食について】

◆にっぽん丸では以下の特別食を、船内の**夕食のみ**、対応しております。

- ・ **特定原材料 8 品目**と**特定原材料に準ずる 20 品目**に対応した「食物アレルギー特別食」
- ・ 塩・味噌・醤油などの量を調整し、塩分を控えめにした「減塩食」
- ・ 調理行程において可能な限り油抜きで調理をする「ノンオイル食」

◆ご乗船後、特別食をご提供する目印となるカードをお渡しいたします。夕食時にご着席のテーブルで必ずご提示いただきますようお願い申し上げます。ご提示がない場合、特別食は提供できませんので、予めご了承ください。

※ご申告の内容によっては、通常メニューより品数が少なくなる場合があります。細かな塩分及びカロリーの調整はいたしかねます。

※ノンオイル食は素材そのものが持つ油の除去はお受けできません。

### 【食物アレルギー特別食をご希望されるお客様】

◆詳細確認のため「食物アレルギー事前お伺いシート」を必ずお客様ご自身で記入の上、ご提出をお願いいたします。商船三井クルーズにて内容を確認後、お客様へ直接ご連絡させていただく場合がございます。なお、ご記入日から6ヶ月以内に出發するクルーズで有効です。ご申告内容の更新・修正がある場合は、再度ご提出をお願いいたします。

◆特定原材料 8 品目と特定原材料に準ずる 20 品目以外の食物アレルギー、服薬等、健康上の理由で特別食に準ずる対応をご希望される場合、除去や加熱処理等、可能な範囲内で対応いたしますので、「食物アレルギー事前お伺いシート」をご提出ください。該当の食材が複数ある場合や、アレルギーの程度によっては対応できない場合がございますので、予めご了承ください。また、**食物アレルギー特別食を安全に提供するため、嗜好(好き嫌い)による料理の差し替えは対応しておりません。**

◆加工品や複合原材料に含まれる、特定原材料 8 品目以外の食品にはアレルギー表示義務がないため、提供するお食事にアレルギー食材が混入する可能性があります。また、船内で提供するお食事は共通の調理器具・食用油を使用して調理を行っております。食物アレルギー特別食を調理する際は、細心の注意を払い、調理器具類は十分に洗浄しておりますが、微量のアレルギー物質が混入する可能性があります。

◆アレルギー表示について

船内でビュッフェ（セルフサービス）形式で料理を提供する場合のみ、以下のようにアレルギー表示をいたします。

#### 【ダイニングルーム「瑞穂」、オーシャンダイニング「春日」】

特定原材料 8 品目と特定原材料に準ずる 20 品目のうち、当該クルーズにおいてご申告いただいた原材料を含む料理、飲料についてのみ表示。

#### 【モーニングコーヒー会場、アフタヌーンティー会場、フリードリンク会場、リドグリル】

特定原材料 8 品目を含む料理、飲料について表示。

#### 【eカフェ】

特定原材料 8 品目と特定原材料に準ずる 20 品目についてメニュー内に表示。

◆アナフィラキシー補助治療剤（エピペン®注射液等）を処方されている方は、必ずご携帯の上、ご乗船ください。

◆ベジタリアン（菜食主義）の方はお問合せください。

### 商船三井クルーズ株式会社 クルーズデスク

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル11階  
フリーダイヤル：0120-791-211 TEL：050-5482-0900（有料） FAX：03-3504-8555

年 月 日

腹膜透析が必要なお客様へ

商船三井クルーズ株式会社

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
この度は「にっぽん丸クルーズ」にお申込みをいただき、誠にありがとうございます。  
お客様のご乗船に際しまして健康面及び安全面を考慮した上、「にっぽん丸クルーズ」を  
お楽しみいただくために、下記内容につきご了承いただきたく、ご理解の程お願い申し上げます。

敬具

#### 記

- (1) 「健康アンケート」及び「診療情報提供書」のご提出について  
「健康アンケート」のご提出をお願いいたします。またご乗船の約1ヶ月前に、クルーズご参加についての主治医による承諾を得た旨（乗船可能と判断する）を記載した「診療情報提供書」の提出をお願い申し上げます。  
「健康アンケート」や「診療情報提供書」の記載内容によっては、にっぽん丸船医がお客様の主治医に直接連絡をする場合がありますので、予めご了承願います。  
※「診療情報提供書」とは、医師が他の医師へ患者を紹介する場合に発行する書類です。一般には紹介状と呼ばれ、症状・診断・治療など現在までの診療の総括と紹介の目的などが記載されます。
- (2) 陸上施設への搬送について  
ご承知の通り、腹膜透析の治療を必要とするお客様におかれましては、チューブトラブルや感染症を始めとする種々の合併症などの心配があります。  
船旅は気象・海象の影響により、当初の予定通り運航が出来ない場合がございます。  
また、船内の診療設備は対応面で十分ではないため、船医診断の結果次第では、航海中でも至急血液透析の可能な陸上施設に搬送が必要となる場合があります。そのためお客様のご希望されたクルーズが無寄港の航海日が数日続く場合や、その航路上の寄港地において緊急対応できる陸上施設がない場合には、他のクルーズへの変更をお願いする場合がありますので、ご理解の程お願いいたします。
- (3) 腹膜透析バッグやチューブ類の船内処理について  
医療廃棄物用缶をお客様のお部屋にご用意させていただきます。
- (4) その他にご不安な点がございましたら、お申込みの旅行会社またはクルーズデスクまでお気軽にお問い合わせください。

以上

年 月 日

血液透析が必要なお客様へ

商船三井クルーズ株式会社

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
この度は「にっぽん丸クルーズ」にお申込みをいただき、誠にありがとうございます。  
お客様のご乗船に際しまして健康面及び安全面を考慮した上、「にっぽん丸クルーズ」を  
お楽しみいただくために、下記内容につきご了承いただきたく、ご理解の程お願い申し上げます。

敬具

#### 記

- (1) 「健康アンケート」及び「診療情報提供書」のご提出について  
「健康アンケート」のご提出をお願いいたします。またご乗船の約1ヶ月前に、クルーズご参加についての主治医による承諾を得た旨（乗船可能と判断する）を記載した「診療情報提供書」の提出をお願い申し上げます。  
「健康アンケート」や「診療情報提供書」の記載内容によっては、にっぽん丸船医がお客様の主治医に直接連絡をする場合がありますので、予めご了承願います。  
※「診療情報提供書」とは、医師が他の医師へ患者を紹介する場合に発行する書類です。一般には紹介状と呼ばれ、症状・診断・治療など現在までの診療の総括と紹介の目的などが記載されます。
- (2) 寄港地での「血液透析計画」について  
寄港地での血液透析の予約については、お客様ご自身で手配いただきますようお願い申し上げます。寄港地での「血液透析計画」ご立案の際には、お客様の主治医と十分にご相談いただきますようお願いいたします。また、通船を利用して上陸する寄港地が含まれる場合には、その前後の寄港地でも予備計画をご立案されることをお勧めいたします。  
なお、誠にお手数ではございますが、ご立案されました「血液透析計画」を事前にクルーズデスクまでご連絡くださいますようお願い申し上げます。  
また、船旅は気象・海象の影響により、当初の予定通り運航が出来ない場合がございます。特に離島の港へは寄港できない場合もございます。ご出発日直近の気象・海象情報から判断して、計画された血液透析が出来ない可能性が高い場合には「血液透析計画」を変更していただく場合や、ご乗船をお断りする場合がございますことを予めご了承願います。
- (3) その他にご不安な点がございましたら、お申込みの旅行会社またはクルーズデスクまでお気軽にお問い合わせください。

以上